

# 第22期第3回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年6月25日(金)15時00分～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
(唐津市海岸通り7182番地217)

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 地元産の種カキの天然採苗試験(かきひび建て養殖試験)について(協議) P 1 ~ P 1 2
- (2) 火光利用漁業に使用する集魚灯の光力制限について(協議) P 1 3
- (3) 遊漁者のクロマグロの採捕に係る委員会指示について(報告) P 1 4 ~ P 1 5
- (4) TAC 魚種の追加について(報告) P 1 6 ~ P 2 3
- (5) その他



水産第1195号  
令和3年(2021年)6月24日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山口 祥 義



地元産の種カキの天然採苗試験(かきひび建て養殖試験)について(協議)

このことについて、下記のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 組 合 名 佐賀玄海漁業協同組合

2 水産物の名称

カキ類(稚ガキ)

3 漁場の位置及び区域並びに面積

松区第512号第1種区画漁業権(かき垂下式養殖業)漁場内の  
12m×5mの採苗区画を2箇所、計120㎡

4 試験養殖期間

試験養殖の承認日より令和4年5月31日

5 養殖の方法及び規模

方法;ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗

規模;12m×5mの採苗区画の2箇所それぞれに縦10m×横3m×高さ2m  
の採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連300本設置

(担当:農林水産部水産課)

# 試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 15 号  
令和3年 6月 21日 .

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎 和正



下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的 地元産カキの天然採苗試験（ひび建て方式）
- 2 水産物の名称 カキ類（稚ガキ）
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
松区第 512 号第 1 種区画漁業権（かき垂下式養殖業）漁場内  
12m×5m の採苗区画を 2 箇所、 計 120 m<sup>2</sup>（別紙 1 参照）
- 4 養殖期間 試験養殖の承認日より令和 4 年 5 月 31 日
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗  
規模；12m×5m の採苗区画の 2 箇所それぞれに縦 10m×横 3m×高さ 2m  
の採苗棚を 2 基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連 300 本  
設置（別紙 2 参照）

## 添付資料

- (1) 理由書
- (2) 試験養殖計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1）
- (4) 委託契約書 写し

## 理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えています。

さらに真珠養殖においては、需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっています。

このため、当地区においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところです。

ただし、かき養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ稚貝の購入のための費用等も増加し、養殖業者の大きな負担となってきています。

そのため、かきの稚貝を漁場で生産することにより購入費用等を抑え、漁家収入の向上に繋がるものと考えています。

つきましては、かきの稚貝費用を抑え、安定的な養殖を行うために試験養殖を行いたく御許可をいただきたくお願いいたします。

なお、天然採苗試験については、現在、同区画内において昨年7月から本年6月までの計画で実施しているところですが、天然採苗の効率を高めるため、今回は当該試験より開始時期を早めて実施することにしました。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正



# 試験養殖計画書

## 1. 目的

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、特に真珠養殖においては需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっている。

このため、当組合肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところである。

ただし、かき養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ稚貝の購入のための費用等も増加し、養殖業者の大きな負担となってきた。

この問題を解決する手段として、地元産カキの稚貝を安定的効率的に採苗することができれば、他海域産カキ種苗の購入費の抑制が可能となり、養殖業者の経営的負担の軽減が図ることができる。

そのための当海域における地元産カキの安定的効率的な天然採苗技術の確立を図る。

なお、天然採苗試験については、現在、同区画内において昨年7月から本年6月までの計画で実施しているところですが、天然採苗の効率を高めるため、今回は当該試験より開始時期を早めて実施することにした。

## 2. 試験の概要

### 1) 漁場図及び区画図

松区第 512 号(かき垂下式養殖業)漁場内 12m×5m の 2 区画、計 120 m<sup>2</sup>  
(別紙1を参照)

### 2) 試験実施期間

試験養殖の承認日～令和4年5月31日

### 3) 試験方法

ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗

### 4) 採苗器の種類および数量

採苗区画の2箇所それぞれに縦 10m×横 3m×高さ 2m の採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連を 300 連設置  
(別紙2参照)

### 5) 試験スケジュール

令和3年6月	・採苗棚及びホタテ殻垂下連の設置
令和3年6月～9月	・天然カキの採苗
令和3年9月～令和4年5月	・中間育成(抑制含む) ・付着天然稚貝の測定(殻長、生残 等)
令和4年5月末	・施設の撤去

## 3. その他

台風等の接近により流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。

また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当組漁協肥前統括支所が責任を持って対処する。

# 漁場位置及び区域図



松区第512号

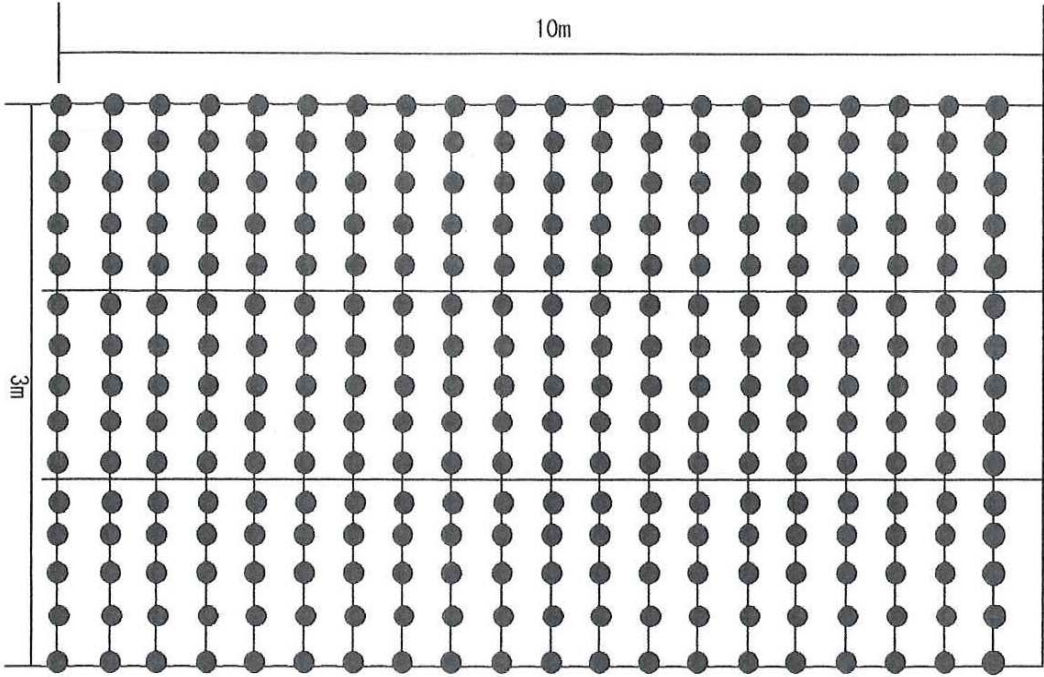
第1種区画漁業権(かき垂下式養殖業)漁場内

12m×5mの採苗区画 2区画 合計120㎡

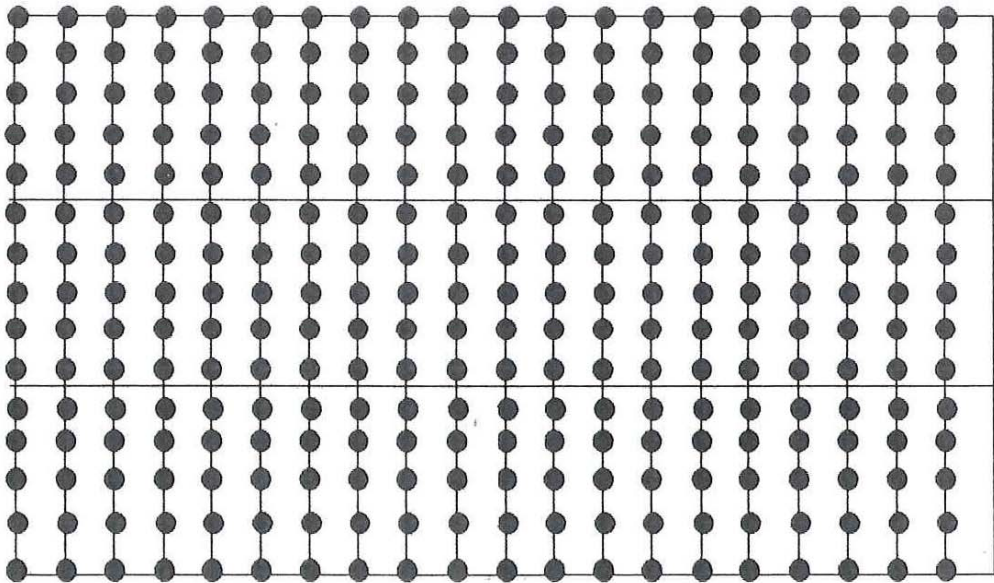
縦10m×横3m×高さ2mの採苗棚2基を設置

0 250 500 1000メートル

平面图



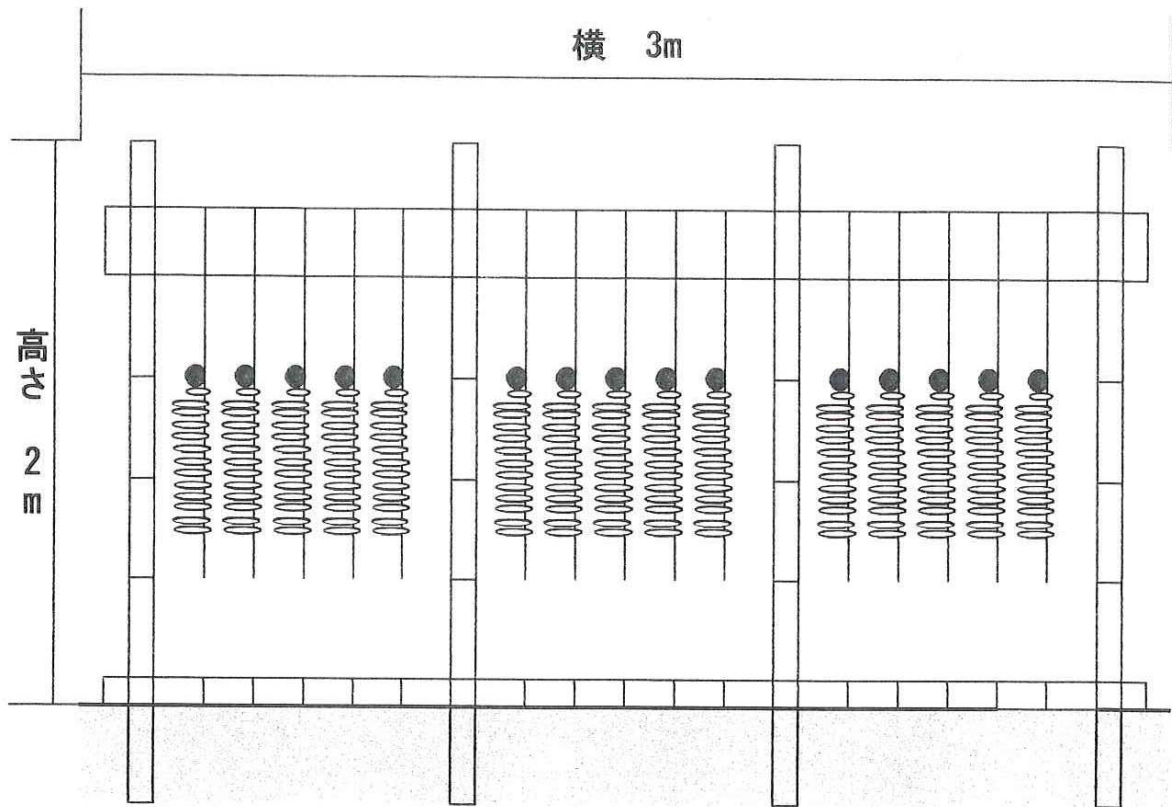
別紙 2



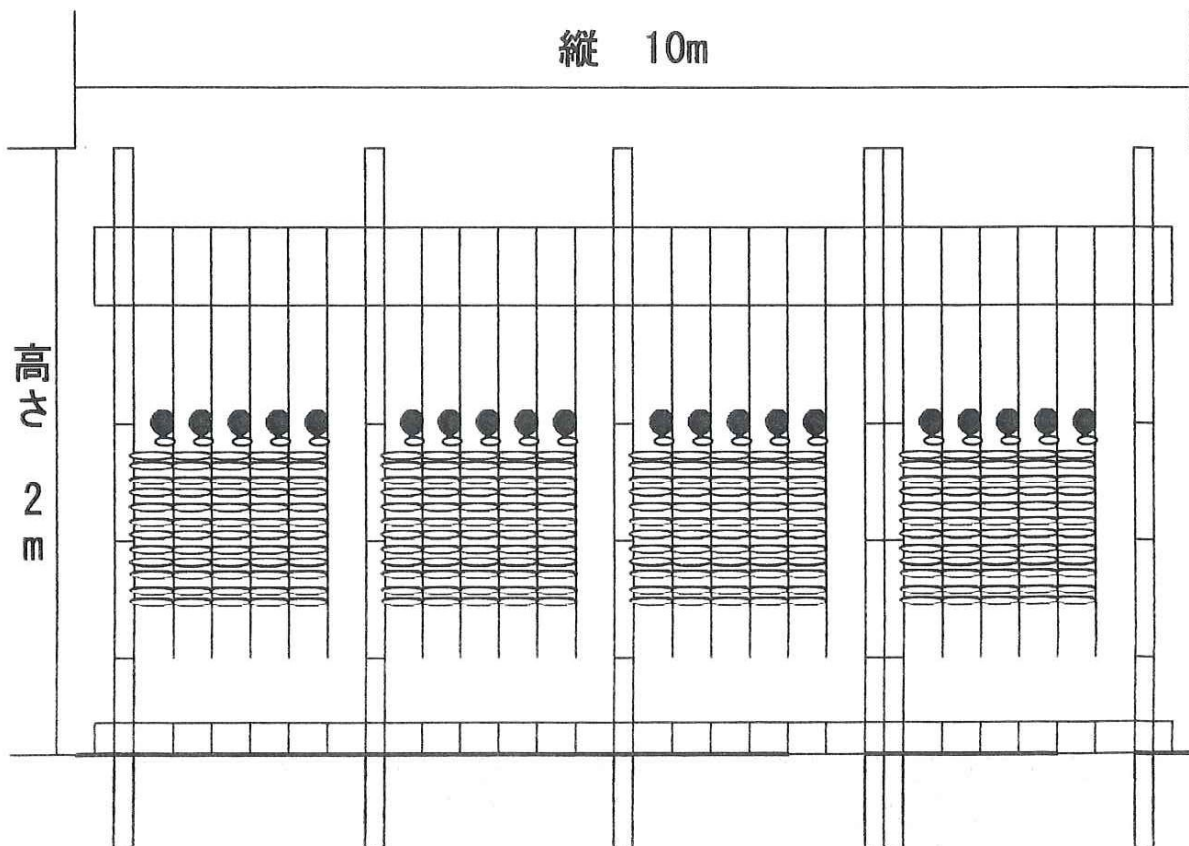


正面図

別紙 3



側面図



# 同意書

松区第 512 号内で実施予定のかきひび建て試験養殖につきましては、同意します。

令和 3 年 6 月 18 日

住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町鶴牧 1230-3	宮崎 雅司	
佐賀県唐津市肥前町鶴牧 125-24	宮崎 俊広	
佐賀県唐津市肥前町鶴牧 1261	宮崎 巧	

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

## 令和3年カキの天然採苗試験養殖業務委託契約書

令和3年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

**第1条** 甲は、カキの天然採苗試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

**第2条** 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

**第3条** 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

**第4条** 業務の委託期間は、試験養殖の承認日から令和4年5月31日までとする。

（費用負担）

**第5条** 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

**第6条** 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

**第7条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年6月21日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達 郎



乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和 正



唐農水 5 8 0 号  
令和 3 年 6 月 2 1 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎



カキ試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 2 1 日付け佐玄漁協指第 1 5 号で、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合肥前統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願ひいたします。

## 意見書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く厳しい状況を打開する一つの手段として、カキ垂下式養殖の推進による複合的な漁家経営が重要と認識しております。

しかしながら、カキ養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ種苗の購入経費等も増加し、養殖業者の大きな負担となっていると聞いております。

このため、安定的効果的な天然採苗を前提とした地元産カキ種苗の導入による購入経費抑制が重要と考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和3年6月21日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎



# 松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第84号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和2年8月5日

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正

- 1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。
- 2 指示の期間  
令和2年8月12日から令和3年8月31日まで。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 漁業者が漁業を営む場合
  - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
  - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

## 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

## 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。



- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

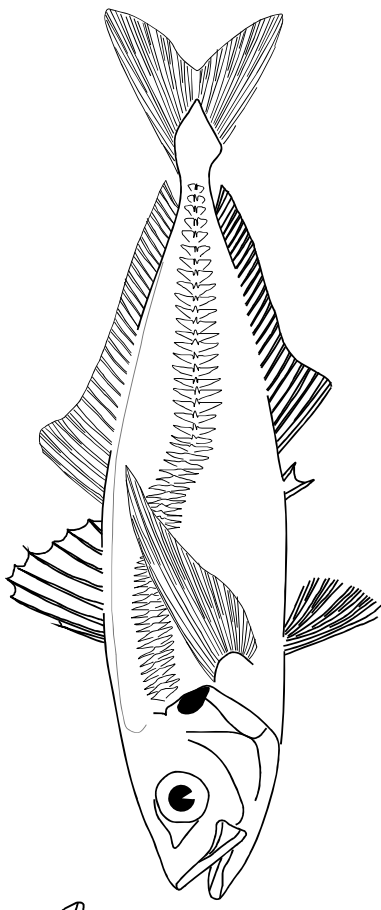
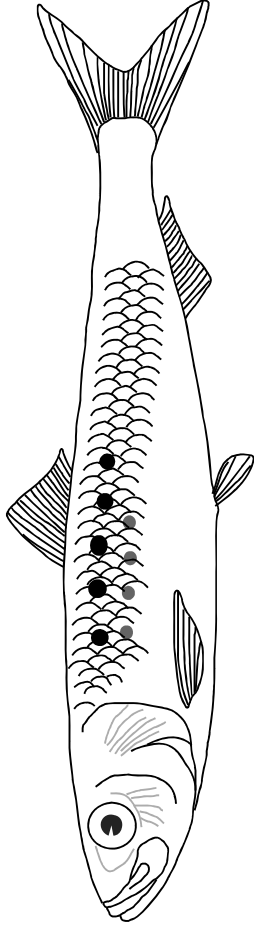
#### 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月末日までとする。

#### 5 その他

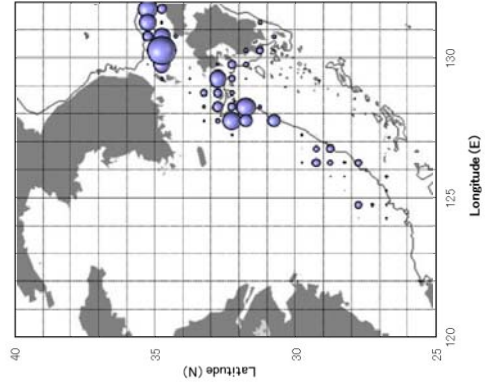
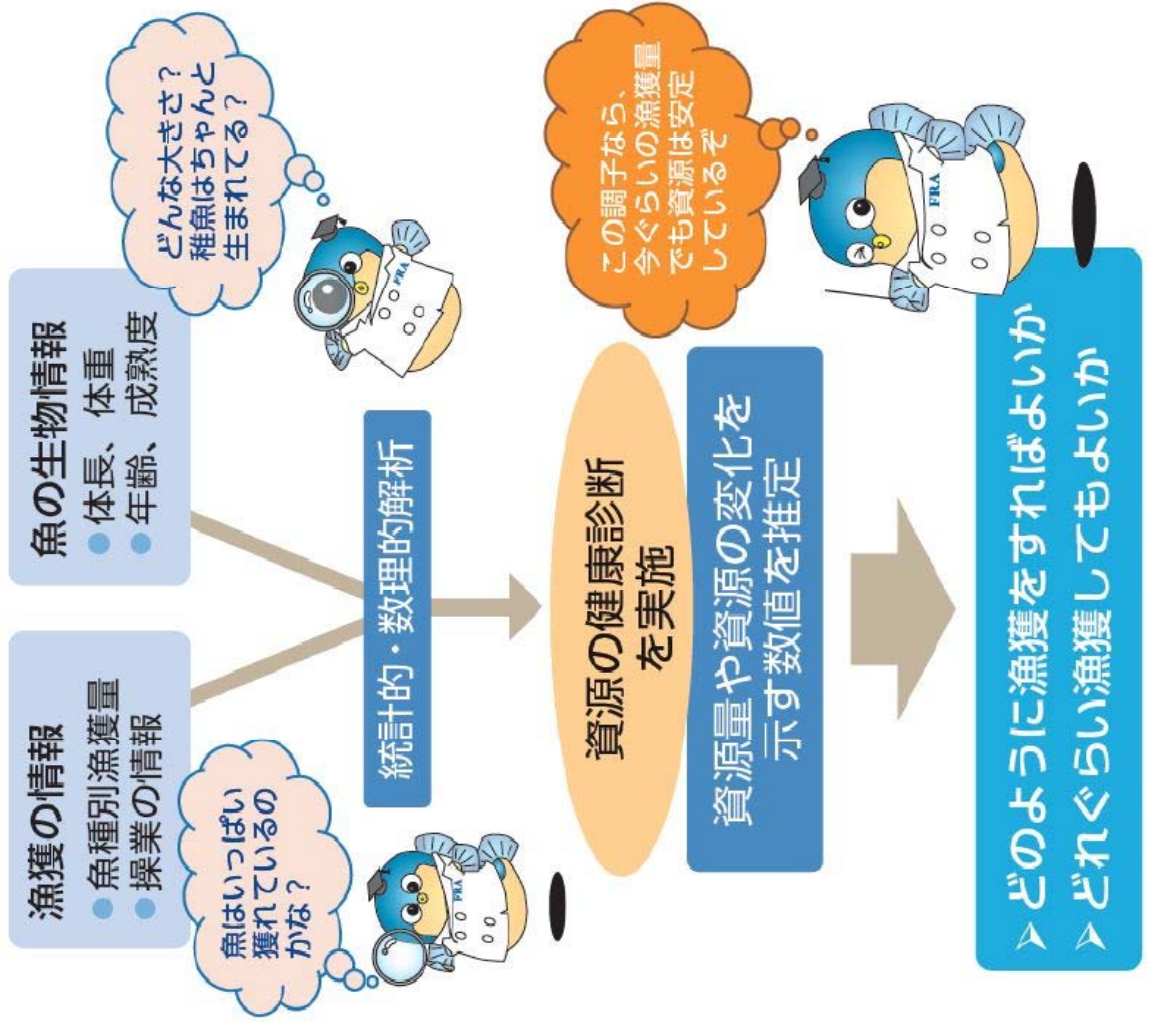
この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

# 新しい資源評価について

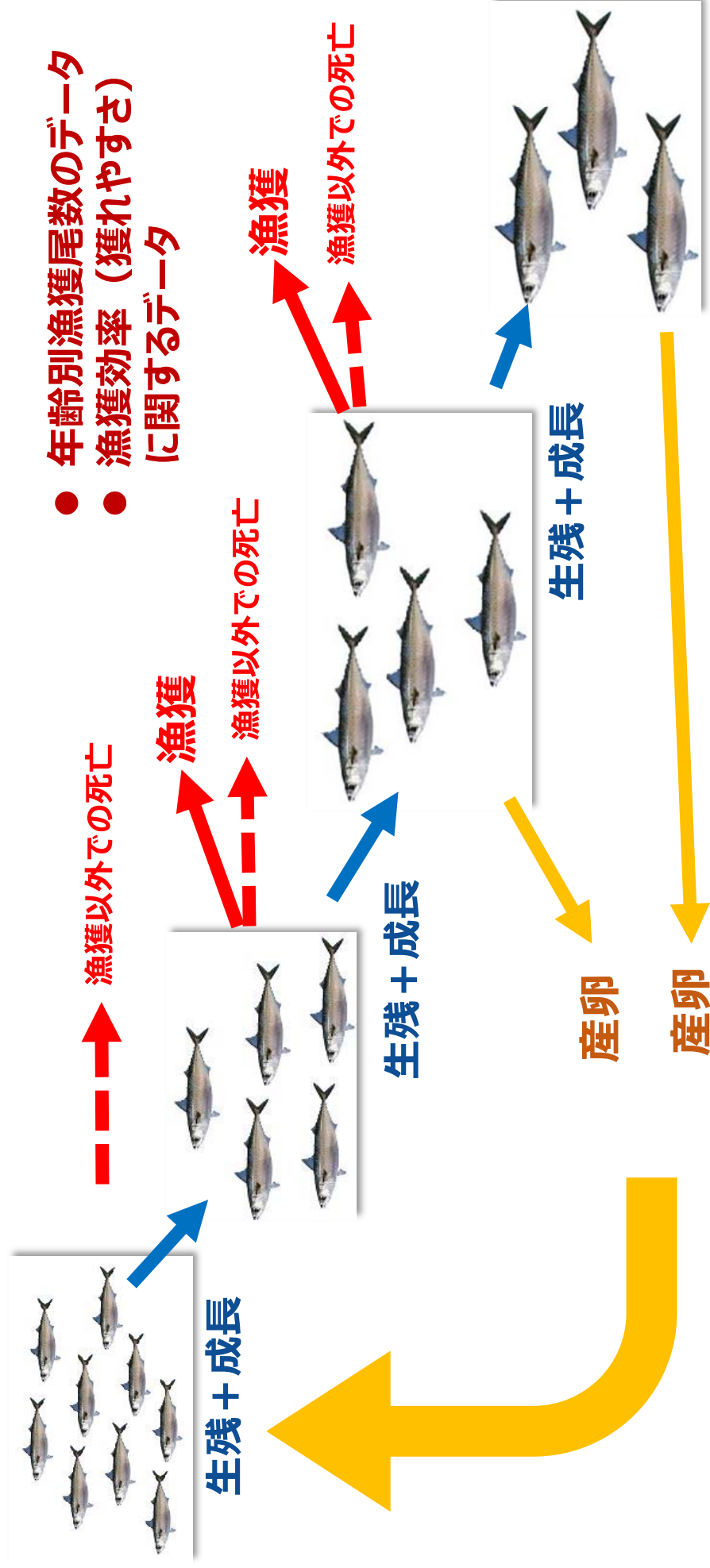


国立研究開発法人 水産研究・教育機構

# 資源評価の流れ



# 年級群（同じ年に生まれた尾数全体）の年齢と尾数の関係を解析（コホート解析）



- 年齢別漁獲尾数のデータ
- 漁獲効率（獲れやすさ）に関するデータ

- ・ 高年齢になるまでの各年齢における漁獲尾数をもとに、若い年齢時の資源尾数まで逆算的に推定する。高年齢までのデータがそろっているほうが推定精度は良くなる。
- ・ 基本的に「尾数」を用いて解析した上で各年の資源量（年齢別資源尾数×年齢別体重の合計）、親魚量（年齢ごとの成熟割合を加味した親魚の資源量）、加入量（サバだと0歳魚資源尾数）、漁獲圧などを推定する。それらにより資源の水準・動向などについて判定する。

## ① 資源管理目標の提案

平均的に最大の漁獲量が得られる状態（MSY水準）を目標と定め、そのときの親魚量を算定し、**目標管理基準値**として提案。従来から示してきた**Blimit**についても、MSYの考え方と合った**限界管理基準値**として改めて提案。

## ② 資源状態についての新しい表示方法

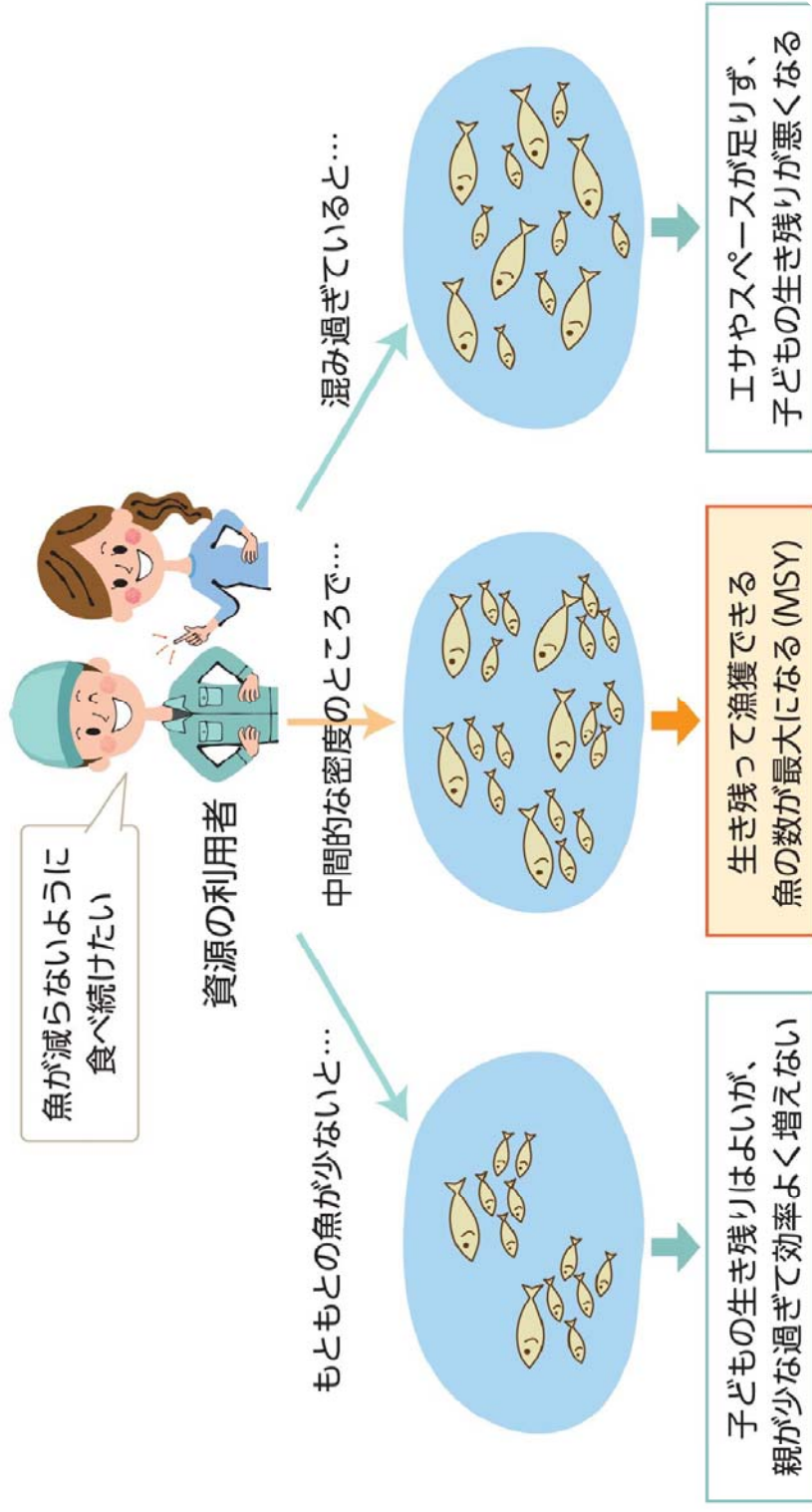
MSY水準に対応した親魚量、漁獲圧を基準として、**現状での親魚量が多い/少ない、現状での漁獲圧が強い/弱い**が一目でわかる**神戸プロット（チャート）**を提示。

## ③ 新しい漁獲管理規則の提案と、そのもとの将来予測

資源管理目標と資源状態の関係により漁獲圧を調整する規則を提案。  
規則案による漁獲圧で資源利用を続けた場合の将来予測を提示。

# ～MSYとは？～

- 漁獲によって魚を「適度に」間引いたとき、中間的な密度のところ、平均的には最大の漁獲量が得られる水準(MSY水準)になると考えられる。
- その時の親魚の資源量を「目標管理基準値」とし、その時の漁獲の強さ（漁獲圧・漁獲努力量）を、目指すべき漁獲の強さとする。



# カタクチイワシ (対馬暖流系群) ①



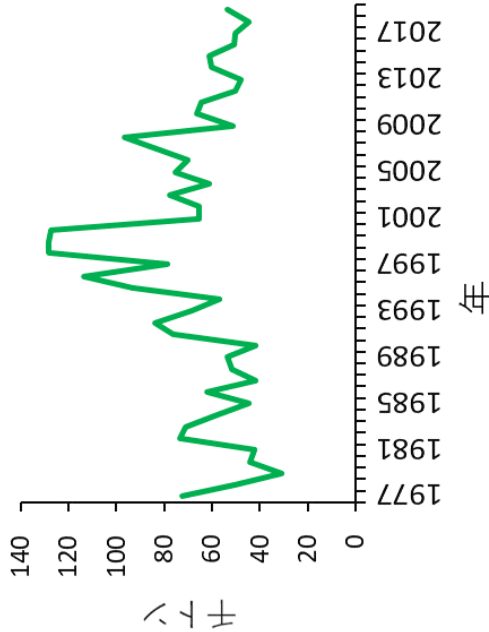
カタクチイワシは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち東シナ海から日本海側に分布する。



図1 分布図

日本海では日本・朝鮮半島・沿海州の沿岸域を中心に分布する。これに加えて、日本海の中部や間宮海峡以南の北部西部においても本種の分布報告があることから分布域は沿岸域から沖合域まで広範囲に及ぶと考えられる。

図2 漁獲量の推移



シラスを除いた漁獲量は1990年代後半には10万トンを超えていたが、2004年には61千トンとなり、2005～2008年にかけて97千トンまで増加し、その後は44千トンから64千トンの範囲で推移している。2019年の漁獲量は56千トンであった。

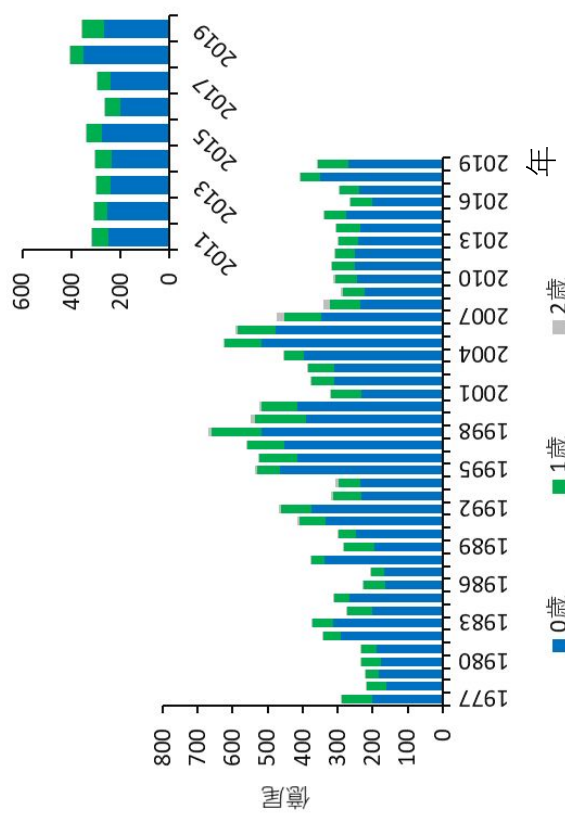


図3 年齢別資源尾数

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳(青)、1歳(緑)を中心に構成されている。

本資料は神戸プロットまでを示した暫定版であり、管理基準値案や漁獲管理規則案などを示した完成版については、令和3年度の資源評価会議後(7月以降)に公表する見込みである。

# カタクチイワシ (対馬暖流系群) ③

- シナリオ1
- ・シラス漁業を考慮しない
  - ・自然死亡係数 $M=1.0$
  - ・日本の漁獲量のみ

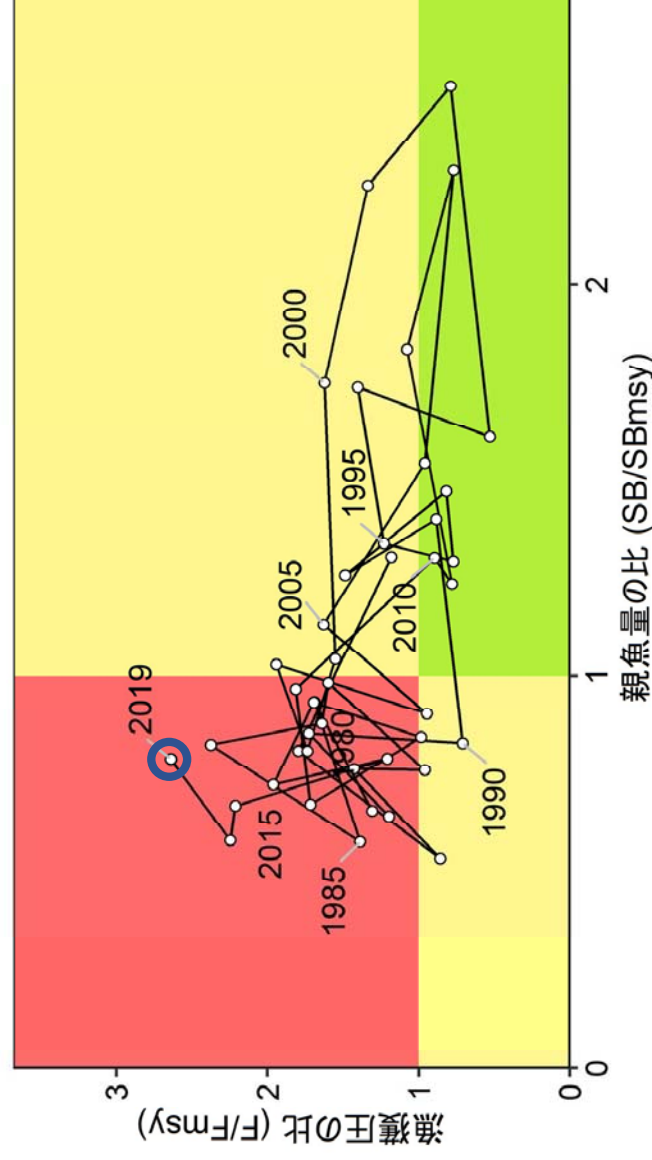


図6 神戸プロット (神戸チャート)

本系群は過去数年 (1991, 1993, 1994, 1997, 1998, 2006, 2007, 2009, 2010年) において、漁獲係数 (F) がMSS水準を下回り、親魚量 (SB) がMSS水準を上回っていたが、2014年以降はFがMSS水準を上回り、SBがMSS水準を下回っている。

本資料は神戸プロットまでを示した暫定版であり、管理基準値案や漁獲管理規則案などを示した完成版については、令和3年度の資源評価会議後 (7月以降) に公表する見込みである。



# TAC魚種拡大に向けたスケジュール

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。
  - ①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする） ②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量の多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの (Aグループ、Bグループ、Cグループ)

第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの (Dグループ、Eグループ)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量※
		改正漁業法施行				(現行TAC魚種) 累計 60.5%
カタクテイワシ	太平洋系群	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	比率(累計) 6.1 (66.6%)
	対馬暖流系群	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	瀬戸内海系群				公表 検討部会 SH会合	
	ブリ			公表 検討部会 SH会合	SH会合	4.6 (71.2%)
イウルシ	対馬暖流系群	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	3.2 (74.4%)
	太平洋系群		公表	検討部会 SH会合	SH会合	
マダラ	本州太平洋北部系群	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	2.0 (76.4%)
	本州日本海北部系群	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	北海道太平洋				公表 検討部会 SH会合	
	北海道日本海				公表 検討部会 SH会合	
カレイ類	ソウハチ	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	1.8 (78.2%)
	日本海西部系群	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	ムシガレイ	神戸チャート公表	説明会等 公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	ヤナギムシガレイ		公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	太平洋北部		公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	サメガレイ		公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	太平洋北部		公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	アカガレイ				公表 検討部会 SH会合	
	日本海系群				公表 検討部会 SH会合	
	ソウハチ				公表 検討部会 SH会合	
北海道北部系群				公表 検討部会 SH会合		
マカレイ				公表 検討部会 SH会合		
北海道北部系群				公表 検討部会 SH会合		
ホッケ	公表済		検討部会 SH会合	SH会合	1.0 (79.2%)	
道北系群				公表 検討部会 SH会合		
ムロアジ類東シナ海				公表 検討部会 SH会合	0.9 (80.1%)	
サワラ	瀬戸内海系群				公表 検討部会 SH会合	0.7 (80.8%)
	東シナ海系群				公表 検討部会 SH会合	
イカナゴ	瀬戸内海東部				公表 検討部会 SH会合	0.7 (81.5%)
マイダイ	瀬戸内海中・西部系群		公表	検討部会 SH会合	SH会合	0.7 (82.2%)
	日本海西部・東シナ海系群		公表	検討部会 SH会合	SH会合	
	瀬戸内海東部系群				公表 検討部会 SH会合	
	ベニズワイガニ				公表 検討部会 SH会合	
日本海系群				公表 検討部会 SH会合		
メヒテ	瀬戸内海系群		公表	検討部会 SH会合	SH会合	0.3 (83.1%)
	太平洋北部系群				公表 検討部会 SH会合	
	日本海北・中部系群				公表 検討部会 SH会合	
	日本海西部・東シナ海系群				公表 検討部会 SH会合	
フケ類	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群				公表 検討部会 SH会合	0.2 (83.3%)
	トラフグ伊勢・三河湾系群				公表 検討部会 SH会合	
	キンメダイ				公表 検討部会 SH会合	0.1 (83.4%)
	ニギス		公表	検討部会 SH会合	SH会合	0.1 (83.5%)
	日本海系群				公表 検討部会 SH会合	

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表；過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、  
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。  
(遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。)

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）